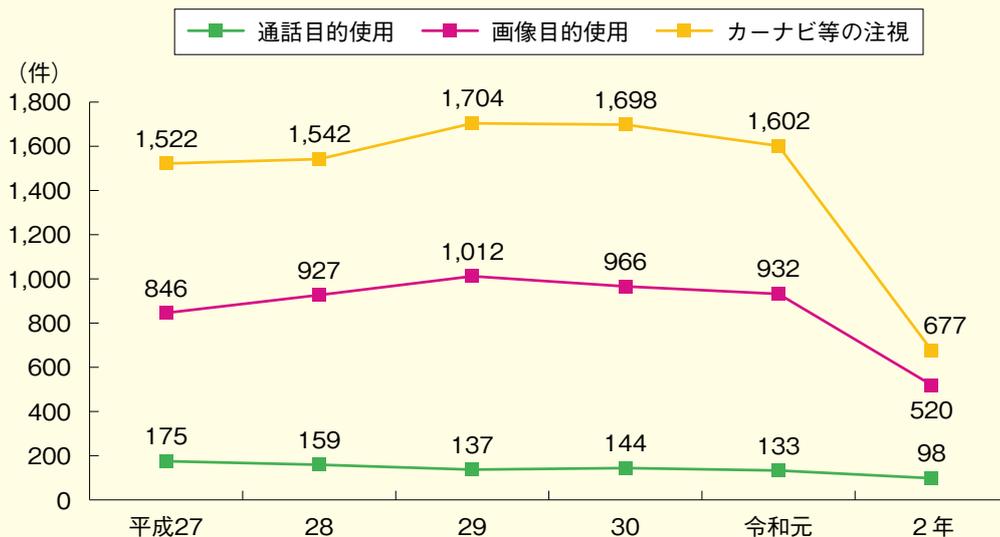


運転中の携帯電話使用等対策について (運転中の「ながらスマホ」対策を含む)

近年、運転中にスマートフォンの画像を注視するなどの携帯電話使用等に起因する交通事故は増加傾向にあったが、携帯電話使用等の罰則等を引き上げた改正道路交通法が令和元年12月に施行されたことや、広報啓発や交通指導取締り等の推進により、令和2年は1,283件となり、令和元年の2,645件と比較し大幅に減少した。

しかし、携帯電話使用等に起因する交通事故はいまだに発生しており、その内訳をみると、カーナビ等を注視したことに起因する交通事故が677件と最も多く、約5割を占めており、次いで画像目的の使用が520件で約4割となっている。

運転中に携帯電話等を使用することは重大な交通事故につながり得る危険な行為であることから、引き続き、関係機関・団体等と連携し、運転者等に対して広報啓発を推進するとともに、携帯電話使用等の交通指導取締りを推進していく。



- 注 1 携帯電話使用等に起因する交通事故件数は、携帯電話等を通話目的及び画像目的で使用したことやカーナビ等（カーナビゲーション装置、カーテレビ等の画像表示用装置）の注視に起因して発生した交通事故件数をいう。
- 2 携帯電話等及びカーナビ等のどちらも使用していた事故については1件として計上している。